

仰木の里学区避難所運営マニュアル



2023年 4月

仰木の里学区自主防災会

目 次

◆災害発生直後にまずすべきこと◆

1. 災害発生から避難所開設決定まで

(1) 支所へ参集する	1
(2) 被災状況を収集する	1
(3) 避難所開設を要請する	1
(4) 避難所開設準備に入る	1

2. 避難所開設のための開錠と施設への受入れ

(1) 避難所へ参集する	2
(2) 避難所の鍵を開ける	2
(3) 施設の安全等を確認する	3
(4) 避難所の本部を設置する	3
(5) 設備・ライフラインの確認をする	3
(6) 初動支所班（市民センター）へ連絡する	4
(7) 各防災部へ連絡する	4
(8) 避難者の受入れスペース等を確保し、誘導する	5
(9) 避難者数を把握する	6
(10) 避難者へ説明を行う	6
(11) 非常用設備、資機材、備蓄品等の確認をする	6
(12) 市災害対策本部への要請事項の整理・報告をする	6

◆避難者の受入後にすべきこと◆

3. 避難者数を把握し、食料等を配付する

(1) 避難所の責任者等を定める	7
(2) 食料や毛布等を準備する	7
(3) 食料や毛布等を配付する	8
(4) 避難者の健康状態等を把握する	8

◆避難所生活が長期化する時にすべきこと◆

4. 避難所を運営する委員会を設置する

◆資料・様式◆

資料 1	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	10
資料 2	鍵保管者一覧	11
資料 3	資機材・備蓄品一覧	12
資料 4-1	避難所施設の配置図（仰木の里小学校）	14
資料 4-2	避難所施設の配置図（仰木の里東小学校）	17
資料 4-3	避難所施設の配置図（仰木中学校）	20
資料 4-4	避難所施設の配置図（北大津高校）	23
資料 4-5	避難所施設の配置図（仰木の里幼稚園）	25
資料 4-6	避難所施設の配置図（仰木の里東幼稚園）	27
資料 4-7	避難所施設の配置図（認定こども園はぐくみの家仰木星の子）	29
資料 4-8	避難所施設の配置図（せんだん保育園）	31
様式 1	避難所施設被害状況チェックリスト	33
様式 2	避難所開設チェックリスト	35
様式 3	避難所状況報告書（初動期用）	36
様式 4	避難者名簿	37
様式 5-1	避難所運営委員会名簿	38
様式 5-2	避難所運営委員会系統図	39
様式 6	避難所における共通ルール	40
様式 7	避難所におけるペットの飼育ルール	41

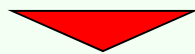
※学区自主防災会保有資機材一覧は、年度当初の役員会資料としてお渡しした防災資機材一覧表に記載しております。一緒に保管して活用してください。

◆災害発生直後にまずすべきこと◆

1. 災害発生から避難所開設決定まで

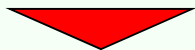
(1) 支所へ参集する

- ①市域で震度(5以上)を観測したとき、自主防災会本部役員は支所へ参集する。
- ②台風等により市から避難情報が発令された場合



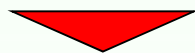
(2) 被災状況を収集する

- ①自主防メーリングリスト等を利用し、各防災部の被災状況・安否確認状況を収集する。
- ②収集した情報をもとに、自治連合会長・自主防災会長で協議し、避難所開設要請を決定する。



(3) 避難所開設を要請する

- ①収集した情報をもとに、自治連合会長・自主防災会長で協議し、市担当者（初動支所班）経由で市対策本部に避難所開設を要請する。



(4) 避難所開設準備に入る

- ①ブロック本部役員は、市担当者（避難所担当員）・施設管理者とともに里・里東小学校に分かれブロック本部・避難所の開設準備にあたる

備考

※市担当者(初動支所班)は、震度5弱で1名が支所へ出勤、震度5強で全員(5名)が支所へ出勤する。

※学区内の被害状況を整理し、市担当者(初動支所班)経由市対策本部に逐次報告する

※避難所開設優先順位

大地震時は

①里・里東小学校

②仰木中学校

とする。

※避難所担当員は、里・里東小学校、仰木中学校に各1名割当されている。

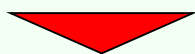
※避難所担当員及び施設管理者は震度6以上または避難情報発令時に出勤することになっている。

2. 避難所開設のための開錠と施設への受入れ

(1) 避難所へ参集する

- ①市担当者（避難所担当員）は支所へ出動し、施設の鍵を受け取り避難所へ出動する。
- ②ブロック本部役員は支所で避難所担当員と合流し避難所へ出動する。
- ③施設管理者は、直接避難所へ参集する。

※まず、建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂、液状化などが生じていないか確認をする。



(2) 避難所の鍵を開ける

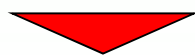
- ①鍵の保管者は、施設の校門（正門）及び施設の鍵をあける。

【施設の校門（正門）扉】

鍵の保管者（※中学校は番号鍵）
施設管理者
支所事務室（小中学校のみ）
自主防災会（小学校のみ）

【体育館の扉】

鍵の保管者
施設管理者
支所事務室（小中学校のみ）
自主防災会（小学校のみ）



備 考

※まず避難所担当員が出動済である 里・里東小の開設準備に入る。

※両小学校で避難スペースの不足が想定される場合は、同じく避難所担当員が出動済の仰木中の開設準備に入る。

※それ以上の避難スペースが必要な場合は、市災害対策本部に避難所開設要請とともに避難所担当員の派遣を要請する。

★資料2（P11）

鍵保管者は「鍵保管者一覧表」を確認

★資料4（P14）

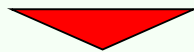
「避難所施設の配置図」を確認

(3)施設の安全を確認する

①避難者の受け入れ先となる施設の安全確認をする。

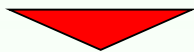
【主な確認項目】

- ☐施設・建物周辺に地すべり、がけ崩れなどが起きていないか？
- ☐建物が傾いていないか？壁ははがれていないか？
- ☐建物に大きなひび割れはないか？
- ☐火災は発生していないか、ガス漏れはないか？
- ☐窓ガラスなど 危険な落下物はないか？
- ☐ドアや窓は壊れていないか？
- ☐天井や照明器具が落下していないか？
- ☐（ ）



(4) 避難所の本部を設置する

①避難所の運営を行うために、本部や受付等を設定する。

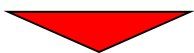


(5) 設備・ライフラインの確認をする

①建物等の状況を確認する。

【主な確認項目】

- ☐電気、放送設備が使用できるか？
- ☐水道が使用できるか？
- ☐電話、FAX が使用できるか？
- ☐トイレが使用できるか？
- ☐（ ）



備 考

★様式1（P33）

「避難所施設被害状況チェックリスト」を使用

※危険と判断する項目があれば、避難者を中に入れな
いようにし、市災害対策本
部に連絡をする。

★資料4（P14～P32）

「避難所施設の配置図」を確認

★様式2（P35）

「避難所開設チェックリスト」を
使用

(6) 初動支所班(市民センター)へ連絡する

①避難所の設置及び状況を報告する。

※初動支所班を経由して市災害対策本部へ連絡。

【避難所の連絡先】

仰木の里市民センター	077-573-7135
仰木の里小学校体育館	077-572-1910
【福祉】仰木の里児童クラブ	077-574-1870
仰木の里幼稚園	077-572-1312
仰木中学校体育館	077-574-3204
北大津高校体育館	077-573-5881
認定こども園 はぐくみの家 仰木星の子	077-574-0567
仰木の里東小学校体育館	077-574-2245
仰木の里東幼稚園	077-574-1825
せんだん保育園	077-573-2828

【仰木の里支所の連絡先】

■ 電話

077-573-7135

■ FAX

077-573-7136

【市災害対策本部の連絡先】

■ 災害用直通電話

077-528-2655

■ 市災害対策本部 FAX

077-523-2202



(7) 各防災部へ連絡する

①自主防災会メーリングリストを使用して各防災部へ避難所開設準備が整ったことを連絡する。

★様式3 (P36)

「避難所状況報告書(初動期用)」を使用

※避難所開設優先順位

は、

・台風等は①支所

・大地震時は

①里・里東小学校

②仰木中学校

とする。

上記以外の避難所については初動支所班を通じて市災害対策本部に避難所開設を要請し

・避難所担当員の派遣

・施設管理者出動の確認

を依頼する。

(8) 避難者の受入れスペース等を確保し、誘導する

- ①避難者を施設内に誘導する。その場合、避難者が押し寄せることを想定し、事故のないように注意する。

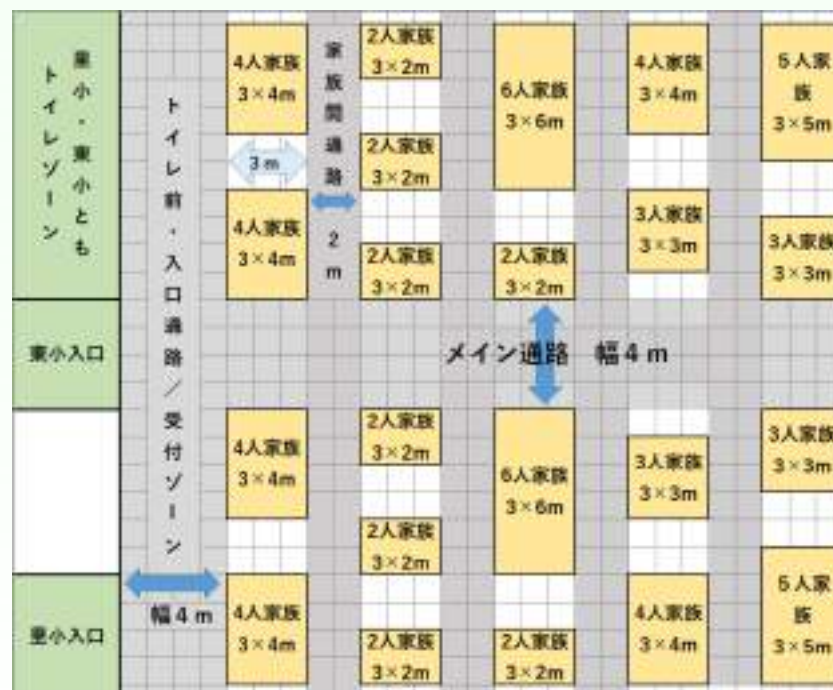
【避難者を受け入れる施設の入口】

(里小	:	運動場待機	⇒	体育館入口)
(里東小	:	運動場待機	⇒	体育館入口)
(仰木中	:	運動場待機	⇒	体育館入口)
(北大津高	:	運動場待機	⇒	体育館入口)
(里幼稚園	:	園庭待機	⇒	正面玄関)
(里東幼稚園	:	園庭待機	⇒	正面玄関)
(仰木星の子	:	駐車場待機	⇒	正面玄関)
(せんだん保育園	:	駐車場待機	⇒	正面玄関)

- ②避難者の誘導を行うとともに、車いすの人や特に配慮が必要と思われる人がトイレに近い場所となるよう気をつける。

【感染症対策のスペース確保】

世帯ごとの占有場所は2mの間隔を確保
世帯ごとの占有面積は人数に応じて調整
居住スペースの分散化
換気機能の確認



★資料4 (P14～P32)

「避難所施設の配置図」を確認

※開設避難所に注意

被災者数により開設していない避難所があるので注意

【従来のスペース確保】

1人あたり1.7㎡程度を基本とする。(1畳程度)

【各体育館面積】

里小 24m×29m

里東小 25m×28.75m

仰木中 25m×33.4m

北大津高 30m×41m

※仰木の里学区の平均世帯

あたり人数2.5人で計算すると体育館に60名～70名程度収容可能である。

(9) 避難者数を把握する

- ①避難者に「避難者名簿」を配付し、必要事項を記入してもらう。

【記入に必要な用具】

筆記用具	衛生用品	筆記場所
A 4 用紙、鉛筆、ボールペン等	消毒液、ティッシュペーパー	長机、パイプ椅子
【保管場所】 自主防災会防災倉庫	【保管場所】 自主防災会防災倉庫	【保管場所】 体育館ステージ下

★様式4 (P37)

「避難者名簿」を使用

※車中泊者／在宅避難者などについても避難者名簿を記入してもらい人数把握に努める

(10) 避難者へ説明を行う

- ①避難所の共通ルールを掲示、配付等を行う。
②トイレの使用場所、火気取扱についての説明。
③避難者名簿に未登録の方へ登録を依頼する。
④その他、把握できている災害情報の説明。

★様式6 (P40、41)

「避難所共通ルール」を活用

「避難所におけるペットの飼育ルール」を活用

(11) 資機材、備蓄品の確認をする

- ①自主防災会保有 資機材の確認

【資機材を保管している倉庫】

(里小 : 自主防災会 里ブロック倉庫)

(里東小 : 自主防災会 里東ブロック倉庫)

(支所 : 自主防災会 本部倉庫)

- ②大津市及び自主防災会保有 備蓄品の確認

- ③避難所施設に資機材・備蓄品があるか確認

★自主防災会保有資機材は

「防災資機材一覧表」

(年度初め総会議案書に添付)

を確認

★資料3 (P12～13)

「資機材・備蓄品一覧」を確認

(12) 市災害対策本部への要請事項の整理・報告をする

※初動支所班(支所)を経由する

- ①避難者数に応じた水、食料、生活物資の要請を行う。

- ②必要に応じて、応援職員の派遣要請を行う。

◆避難者の受入後にすべきこと◆

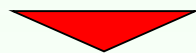
3. 避難者数を把握し、食料等を配付する

(1) 避難所の責任者等を決める

- ①市災害対策本部との連絡窓口や、避難所の運営等について、リーダーとなる責任者などを決める。

【リーダーとなる責任者など】

必要となる役割	責任者など



(2) 食料や毛布等を準備する

- ①避難者に配付する食料や毛布等を備蓄倉庫等から準備する。なお、不足が予測される場合は、市災害対策本部へ必要な食料等を要請する。

(支所を経由する)

【備蓄物資を保管している倉庫】

- (里小 : 市防災倉庫【備蓄倉庫】)
- (里東小 : 市防災倉庫【備蓄倉庫】)
- (仰木中 : 市防災倉庫【備蓄倉庫】)
- (支所 : 2F 倉庫)



備 考

※避難生活が長期化する場合 (P9)

避難生活が長期化する場合は P39 を参考に避難所運営委員会を編成する。この段階では最低限必要な責任者のみを決定する。

★様式5-2 (P39)

「避難所運営委員会系統図」を確認

★様式5-1 (P38)

「避難所運営委員会名簿」を使用

★資料3 (P12~P13)

「資機材・備蓄品一覧」を確認

★資料4 (P14~P32)

「避難所施設の配置図」で倉庫の位置を確認

(3) 食料や毛布等を配付する

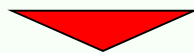
①食料や毛布等を、原則として、世帯の代表者に配付する。また、市災害対策本部から届いた物資は、施設の空いたスペースに搬入するとともに、避難者が必要とする物資は、適宜、配付する。

②食料の配布準備が出来た時は

- ◆ 車中泊避難者へも忘れずに連絡する。
- ◆ 在宅避難者へも自主防メーリングリスト等を利用して連絡が行くようにする。

【救援物資の搬入場所】

(里小 :)
 (里東小 : 小体育館 [体育館 2F])
 (仰木中 : 多目的スペース)
 (北大津高 :)



(4) 避難者の健康状態等を把握する

①高齢者や障害者等の要配慮者について把握し、必要であれば、保健師の派遣や福祉避難所の開設を災害対策本部に要請する。

(支所を経由する)

備 考

※原則として、全員に提供できる分を確保するまでは配付しない。

※左記の救援物資保管場所は、避難所施設の配置図検討の際、施設管理者に設定頂いた場所である。

運用にあたっては避難者数を勘案し施設管理者と最終決定すること。

◆避難所生活が長期化する時にすべきこと◆

4. 避難所を運営する委員会を設置する

詳細は『大津市避難所運営マニュアル』を参照

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1223/g/bosai/sonae/keikaku/1389777084419.html>



※上記マニュアルは、印刷して自主防災会倉庫保管してあります。

【概要】

避難者による自主運営主体として避難所運営委員会を設置し下記のような運営班を設置します。

- (1)総務班 : 避難所運営業務全般のとりまとめ、委員会の庶務、災害対策本部（初動支所班）への連絡事項の整理、外国人への対応の総合的な調整、ボランティアに関すること等
- (2)名簿班 : 避難者名簿の作成及び管理、関係情報の提供等
- (3)食料班 : 避難所食料の配給、不足する食料の要請等
- (4)物資班 : 避難所生活物資の配給、不足する物資の要請等
- (5)救護班 : 負傷者、災害時要援護者への支援等
- (6)衛生班 : 衛生環境の管理、健康管理、子どもたちへの対応等
- (7)連絡・広報班 : 避難者の呼び出し業務、避難者向け各種情報の管理及び提供等
- (8)屋外班 : 避難所周辺の屋外避難者の把握、健康管理等の対応等
- (9)誘導班 : 避難所周辺の交通整理、避難所の各窓口への案内誘導等
- (10)その他 : 必要となる班（例：施設管理班、ボランティア調整班等）

資料 1 指定緊急避難場所・避難所一覧

避難場所名		有効面積 (㎡)	収容人数 (人)	所在地	電話番号	対象とする災害の種類			
						土砂	洪水	地震	大規模 火災
指定緊急避難場所									
里	仰木の里小学校グラウンド	13,123	13,123	仰木の里四丁目4-1		○	○	○	
	仰木の里幼稚園グラウンド	1,365	1,365	仰木の里三丁目10-1		○	○	○	
	仰木中学校グラウンド	17,357	17,357	仰木の里五丁目1-1		○	○	○	
	認定こども園 はぐくみの家 仰木星の子駐車場	480	480	仰木の里一丁目28-1		○	○	○	
	仰木西公園・北大津高校グラウンド	105,000	105,000	仰木の里一丁目28他		○	○	○	○
	里計	137,325	137,325						
里東	仰木の里東小学校グラウンド	11,172	11,172	仰木の里東六丁目1-1		○	○	○	
	仰木の里東幼稚園グラウンド	1,140	1,140	仰木の里東六丁目4-1		○	○	○	
	せんだん保育園駐車場	194	194	仰木の里東二丁目2-5		○	○	○	
	仰木東公園	36,000	36,000	仰木の里東二丁目15		○	○	○	
	里東計	48,506	48,506						
学区計		185,831	185,831						
指定避難所 兼 指定緊急避難場所									
里	仰木の里市民センター	332	195	仰木の里七丁目1-25	077-573-7135	○	○	○	
	仰木の里小学校体育館	528	310	仰木の里四丁目4-1	077-572-1910	○	○	○	
	仰木の里幼稚園	150	88	仰木の里三丁目10-1	077-572-1312	○	○	○	
	仰木中学校体育館	909	534	仰木の里五丁目1-1	077-574-3204	○	○	○	
	北大津高校体育館	884	519	仰木の里一丁目23-1	077-573-5881	○	○	○	
	認定こども園 はぐくみの家 仰木星の子	113	66	仰木の里一丁目28-1	077-574-0567	○	○	○	
	里計 (1,890世帯、4,592人)	2,916	1,712	37% (収容人数／人口)					
里東	仰木の里東小学校体育館	514	302	仰木の里東六丁目1-1	077-574-2245	○	○	○	
	仰木の里東幼稚園	146	85	仰木の里東六丁目4-1	077-574-1825	○	○	○	
	せんだん保育園	245	143	仰木の里東二丁目2-5	077-573-2828	○	○	○	
	里東計 (3,346世帯、8,751人)	905	530	6% (収容人数／人口)					
指定避難所 (福祉)									
福祉	【福祉】仰木の里児童クラブ	94	28	仰木の里四丁目4-1	077-574-1870	—	—	—	—
	福祉計	94	28						
学区計 (5,236世帯、13,343人)		3,915	2,270	17% (収容人数／人口)					

※ 人口・世帯数は、2022 年 10 月 1 日現在

※ 避難所収容人数は、大津市 HP にコロナ禍以前から掲載されている数値です。家族間で 2m の間隔を空けた場合、体育館で 60 名～70 名程度になります。

※ 指定緊急避難場所とは

大規模な地震や火災等の災害発生により、住家が倒壊及びその恐れがある場合、また火災の発生や延焼の恐れがある場合 に、住民が一時的に身の安全を確保するために避難する場所です。大津市では学校園のグラウンドや公園などを中心に指定 しています。

※ 指定避難所とは

地震、風水害、火災等の災害発生により、住家が損壊・倒壊、浸水、焼失し、またはその恐れがある場合に、一時的に身の安全 を確保し、生活するための施設です。大津市では、学校園（主として体育館や遊戯室）や市民センター（公民館）などの建物を 中心に指定しています。

※ 福祉避難所とは

高齢者や障害者など、災害時、一般の避難所での生活に支障をきたす方を対象に、二次的な避難所として開設する施設です。

資料2 鍵保管者一覧表

2023/2/1現在

避難所		各施設管理者	支所事務室	初動支所班	避難所担当員	自主防災会	備考
市民センター	玄関	○	○	○		○	
	事務室	○	○	○			
	各室・倉庫等	○	○				
	自主防災会 防災倉庫		○			○	
里小学校	正門	○	○			○	
	体育館	○	○			○	
	各教室等	○					
	市防災倉庫	○	○			○	
	自主防災会 防災倉庫		○			○	
里東小学校	正門	○	○			○	
	体育館	○	○			○	
	各教室等	○					
	市防災倉庫	○	○			○	
	自主防災会 防災倉庫		○			○	
仰木中学校	正門	番号鍵	番号鍵				
	体育館	○	○				
	各教室等	○					
	市防災倉庫	○	○			○	
北大津高校	玄関	○					
	体育館	○					
	各教室等	○					
里幼稚園	正門	○					
	玄関	○					
	各教室等	○					
里東幼稚園	正門	○					
	玄関	○					
	各教室等	○					
認定こども園 はぐくみの家 仰木星の子	正門	○					
	玄関	○					
	各教室等	○					
せんだん保育園	正門	○					
	玄関	○					
	各教室等	○					

※ 各機関・団体内における鍵管理者（個人名）は、各機関・団体で管理することとし当一覧では個人名までは記載しない。

資料3 資機材・備蓄品一覧

(1) 大津市防災倉庫 備蓄品

2023年1月末現在

品名	支所	里小	里東小	仰木中	備考
非常食					
アルファ米(五目ご飯)	50食	250食	250食	200食	
クラッカー	70食	350食	350食	350食	
水(500ml)	48個	120個	120個	120個	
えいようかん					
わかめご飯					
毛布	30枚	250枚	250枚	250枚	
衛生用品					
大人用オムツ		288枚	288枚	288枚	
子ども用オムツ		200枚	200枚	0枚	SML各1袋
生理用品		104個	104個	104個	
簡易トイレ		5基	5基	5基	
簡易トイレ処理袋		250個	250個	250個	
仮設トイレ		2基	2基		
感染症対策物品					
フェースシールド	5枚	20枚	20枚	20枚	
マスク	90枚	200枚	200枚	200枚	
非接触型体温計(電池入り)	1個	1個	1個	1個	
ペーパータオル(1パック200枚入)	10パック	10パック	10パック	10パック	
防護服	1着	4着	4着	4着	
レインコート・ポンチョ	5着	20着	20着	20着	
泡ハンドソープ(ポンプ) 250ml	1本	5本	5本	5本	
アルコール消毒液(ポンプ) 1L	1本	1本	1本	1本	
除菌シート(50枚入)	1個	4個	4個	4個	
タオル(12枚入)	1組	5組	5組	5組	
使い捨て手袋		200双	200双	200双	
その他					
テント		20基	20基	20基	
エアーマット	6基	6基	6基		
ダンボールベッド			2基		
エアーマット		10基	10基	10基	
蓄電池	1基	1基	1基		
リヤカー		1基	1基	1基	

資料3 資機材・備蓄品一覧

(2) 仰木の里学区自主防災会防災倉庫 感染症対策物品

2023年2月25日現在

品 名	本部倉庫 (仰木中避難所用)	里ブロック倉庫	里東ブロック倉庫
フェースシールド	25枚	25枚	25枚
非接触型体温計 (タニタBT542BL)	1個	1個	1個
使い捨てマスク (普通サイズ) 50枚入	1箱	2箱	2箱
使い捨てマスク (普通サイズ) 30枚入	2箱	—	—
使い捨てマスク (小さいサイズ) 50枚入	1箱	2箱	2箱
ポリ手袋 (1パック100枚入)	1箱	1箱	1箱
ペーパータオル (1パック200枚入)	2パック	2パック	2パック
手指消毒液スプレー 400ml	2個	2個	2個
手指消毒液補充ボトル 420ml	2個 (1個はスプレー破損分)	1個	1個
消毒ハンドジェル 500ml	—	1個	1個

(3) 仰木の里学区自主防災会防災倉庫 事務用品一覧表

2022年1月26日現在

分類	品 名	本部倉庫 (仰木中避難所用)	里ブロック倉庫	里東ブロック倉庫
受付用機材	園芸支柱 (210cm)	6本	6本	6本
	結束バンド (15cm) 再利用可能15本入	1袋	1袋	1袋
	弱粘着養生テープ (半透明)	2巻	2巻	2巻
	間仕切用ビニールシート (915mm幅50m)	(915mm×2m)×2枚	(915mm×2m)×2枚	(915mm×2m)×2枚
体育館ラインテープ	微粘着養生テープ (体育館ライン用)	ブルー×8巻	ピンク×8巻	ピンク×8巻
一般消耗品	軍手 (Lサイズ)	1ダース	1ダース	1ダース
	軍手 (Mサイズ)	1ダース	1ダース	1ダース
文房具	文房具用透明プラケース	1個	1個	1個
	スケッチブック	1冊	1冊	1冊
	クリップボード	2個	2個	2個
	ボールペン	8本	2～3本	2～3本
	鉛筆	—	10本程	10本程
	シャープペン	5本	—	—
	シャープペン替芯 (B)	2個	—	—
	消しゴム	4個	3個	3個
	黒マジック (太字細字ツイン)	2本	2本	2本
	赤マジック (太字細字ツイン)	2本	2本	2本
	はさみ	2個	2個	2個
	カッターナイフ	1個	1個	1個
	電卓	1個	1個	1個

(4) 仰木の里学区自主防災会防災倉庫 防災資機材

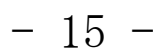
年度当初の役員会資料としてお渡しした 防災資機材一覧表に記載しております。一緒に保管して活用してください。

資料４－１ 避難所施設の配置図（仰木の里小学校）

（１）仰木の里小学校の施設全体図

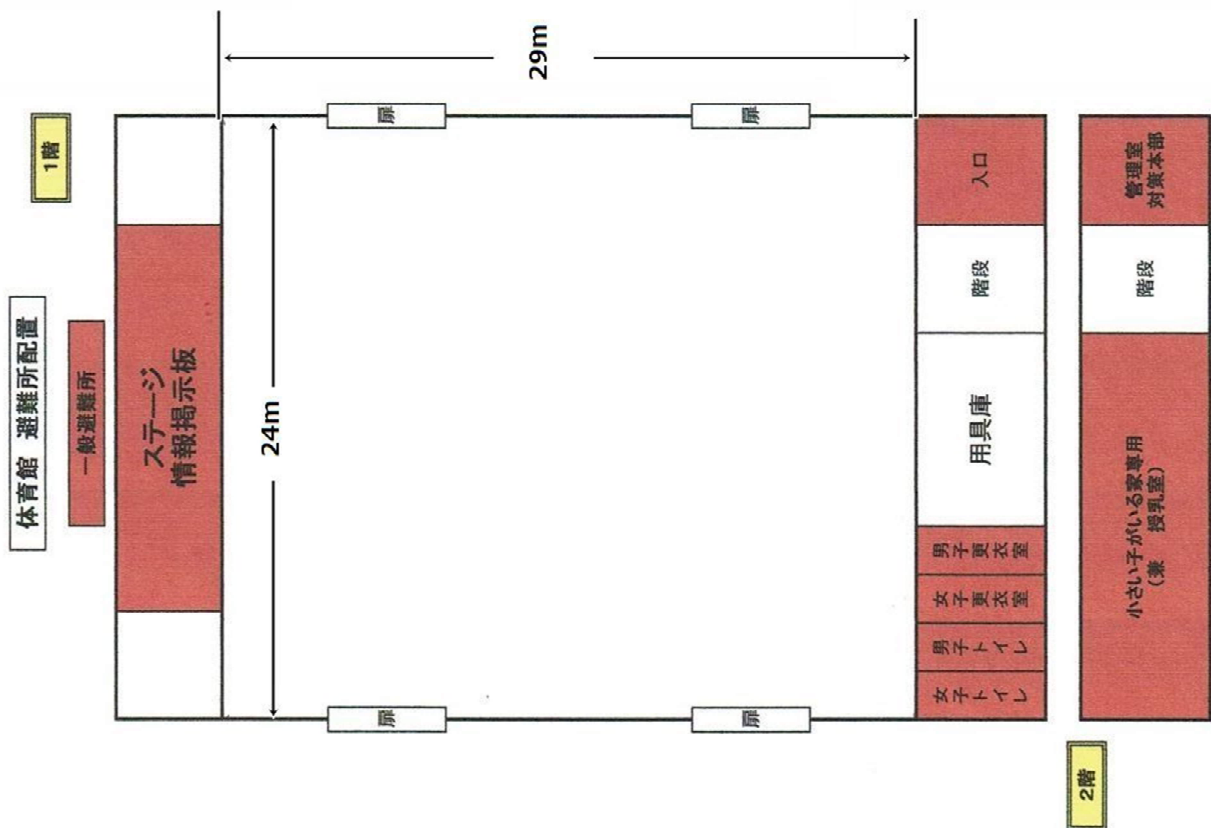
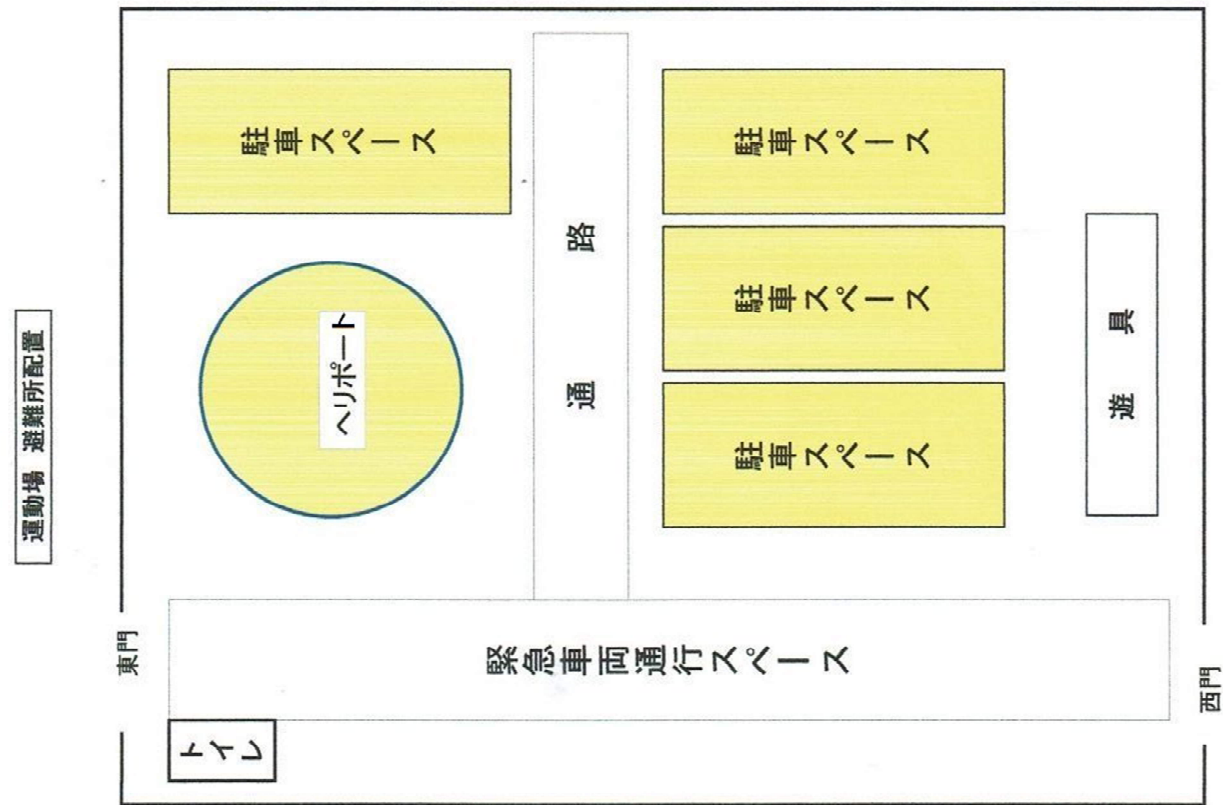


(2) 仰木の里小学校施設(教室)の配置図



資料 4 - 1 避難所施設の配置図（仰木の里小学校）

(3) 仰木の里小学校施設(体育館・グラウンド)の配置図

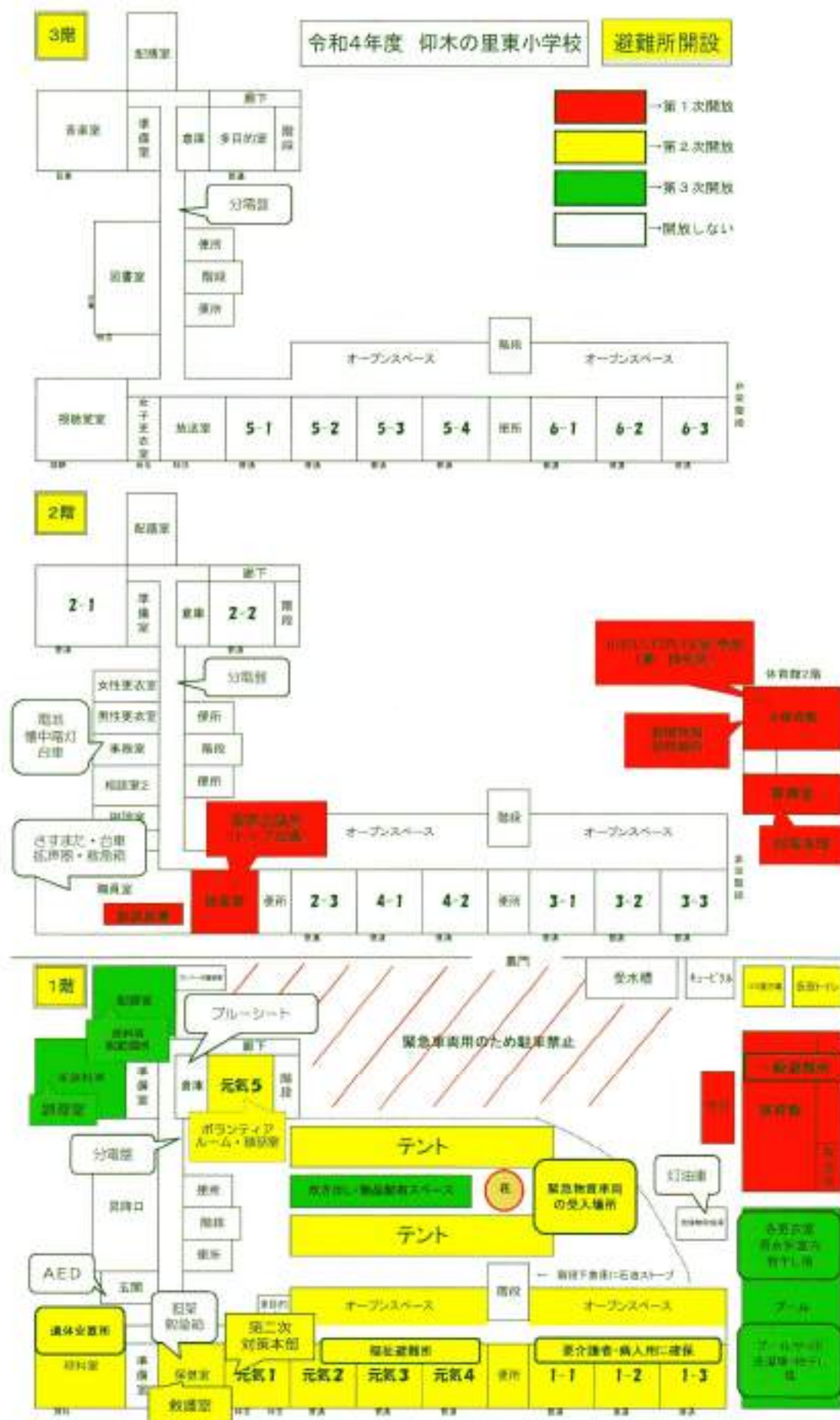


資料 4－2 避難所施設の配置図（仰木の里東小学校）

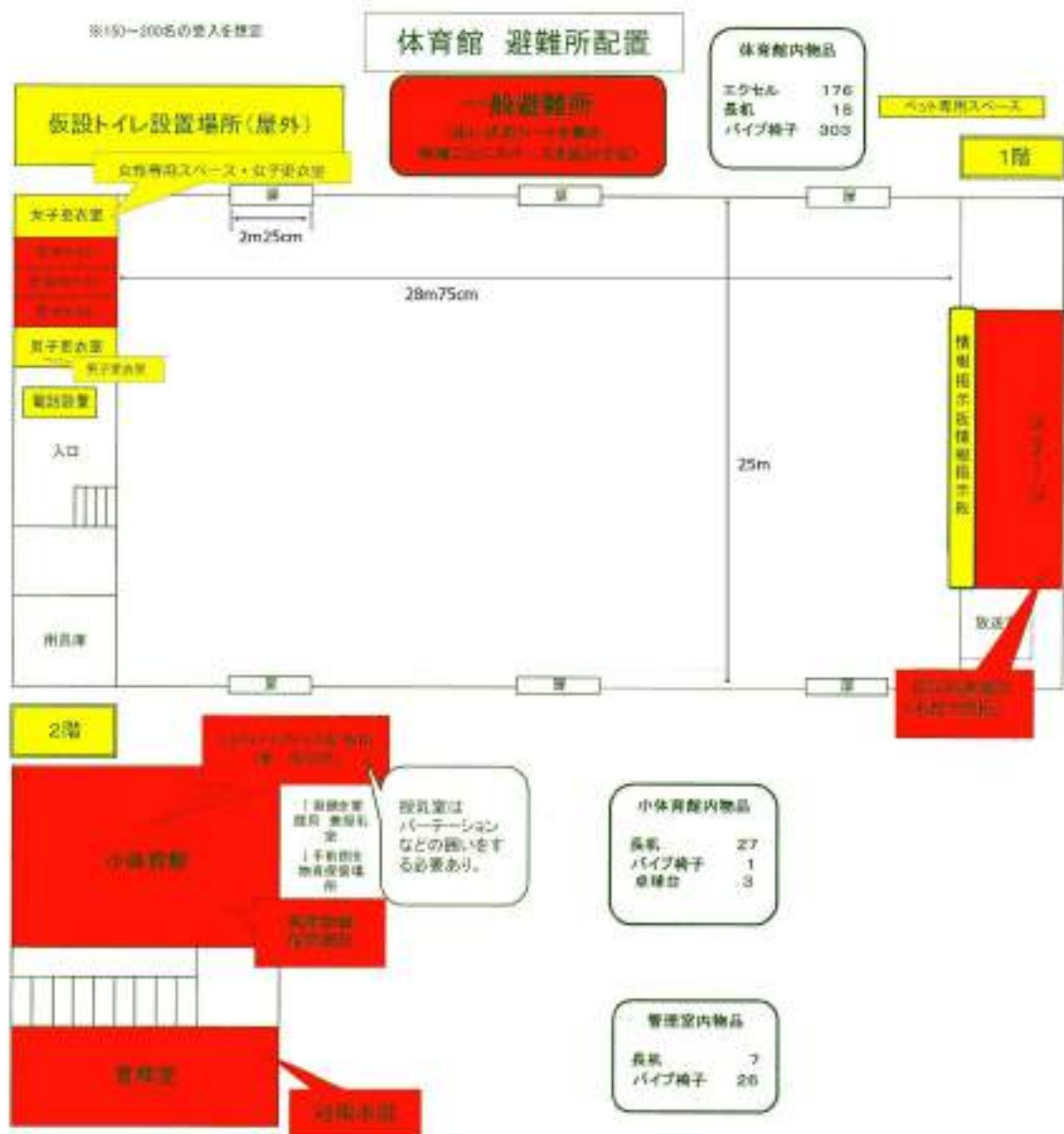
（1）仰木の里東小学校の施設全体図



資料 4-2 避難所施設の配置図（仰木の里東小学校）

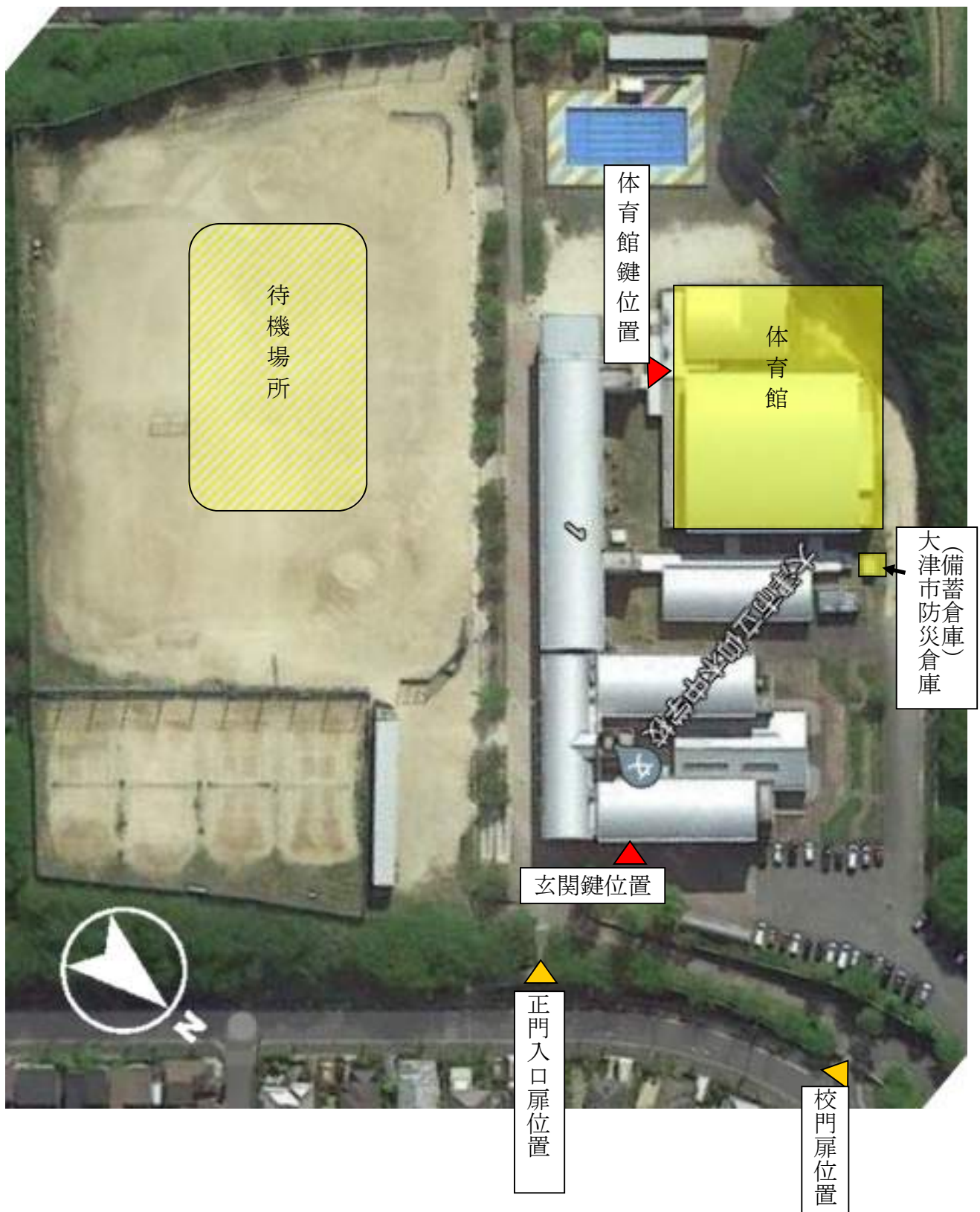


資料 4-2 避難所施設の配置図（仰木の里東小学校）

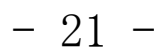


資料 4－3 避難所施設の配置図（仰木中学校）

（1）仰木中学校の施設全体図



(2) 仰木中学校施設(教室)の配置図



(3) 仰木中学校施設(体育館)の配置図



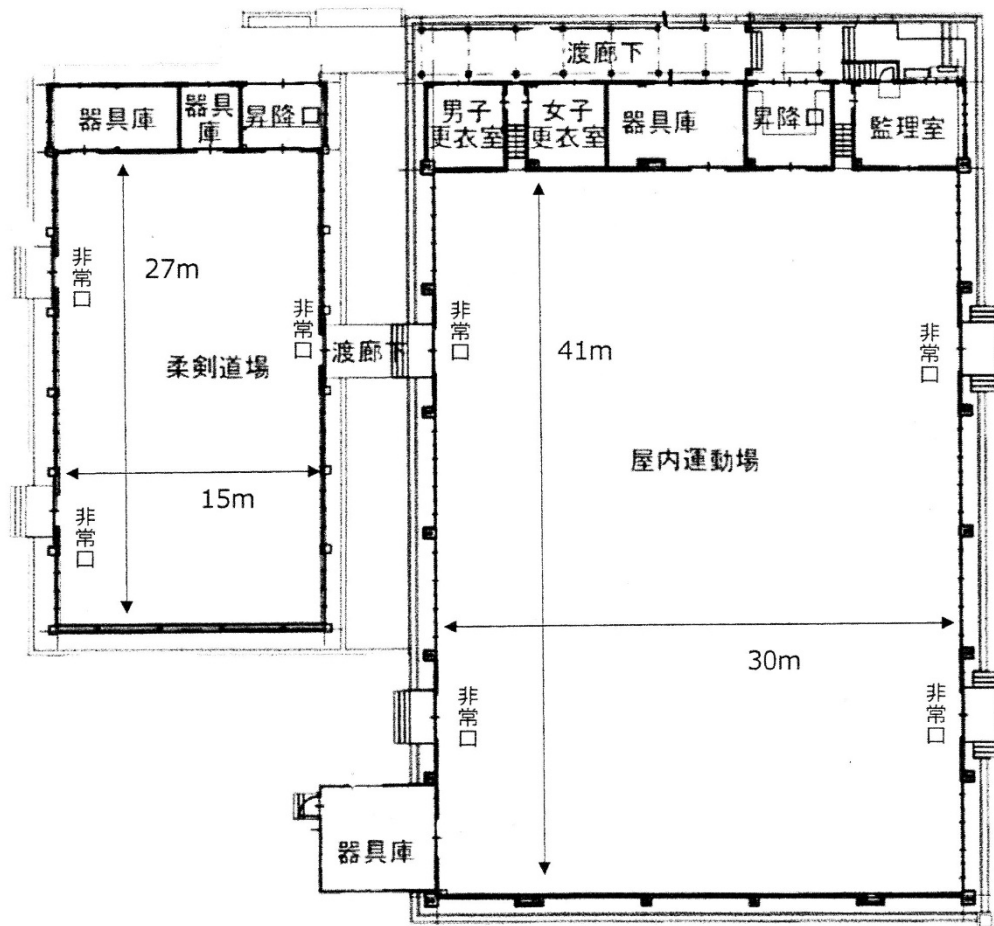
資料 4－4 避難所施設の配置図（北大津高校）

（1）北大津高校の施設全体図



資料 4－4 避難所施設の配置図（北大津高校）

（2）北大津高校施設(体育館)の配置図



資料 4－5 避難所施設の配置図（仰木の里幼稚園）

（1）仰木の里幼稚園の施設全体図



(2) 仰木の里幼稚園施設(教室)の配置図



資料 4－6 避難所施設の配置図（仰木の里東幼稚園）

（1）仰木の里東幼稚園の施設全体図



(2) 仰木の里東幼稚園施設(教室)の配置図



資料 4－6 避難所施設の配置図（認定こども園はぐくみの家 仰木星の子）

（1）認定こども園はぐくみの家 仰木星の子の施設全体図



資料 4－6 避難所施設の配置図（認定こども園はぐくみの家 仰木星の子）

（2）認定こども園はぐくみの家 仰木星の子施設の配置図

令和 3 年度 認定こども園 はぐくみの家 仰木星の子

避難所開設図



資料４－６ 避難所施設の配置図（せんだん保育園）

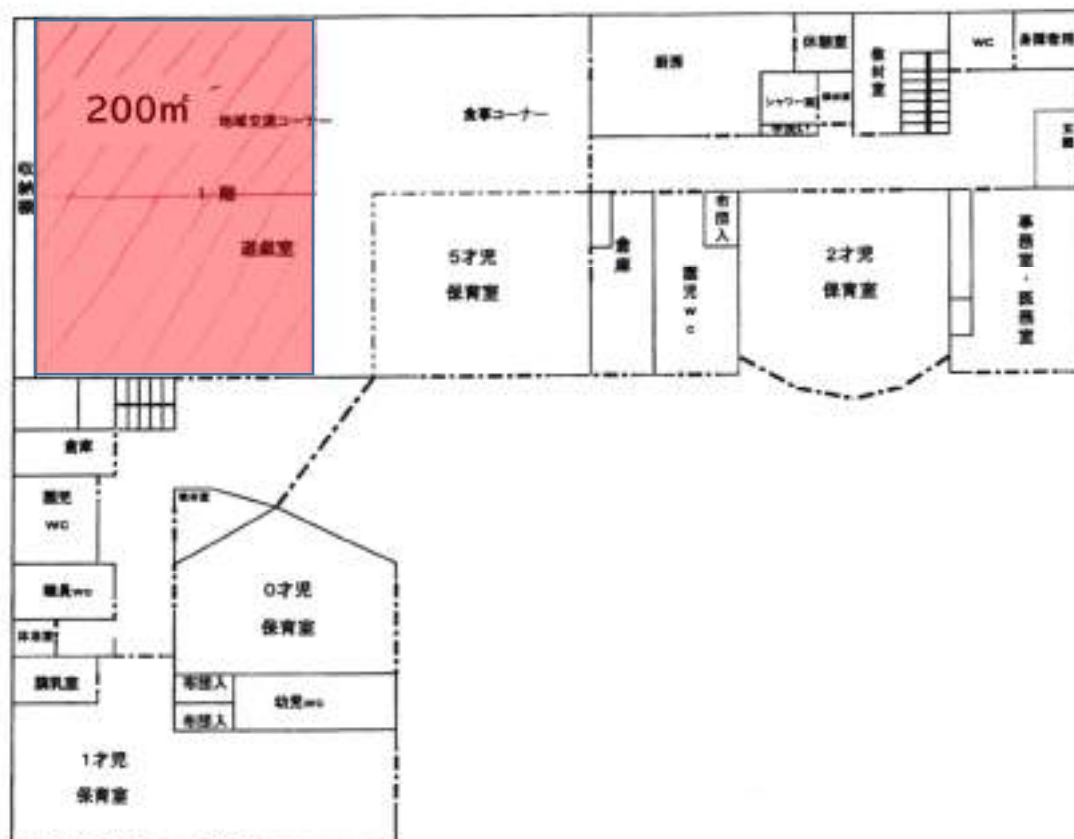
（１）せんだん保育園の施設全体図



資料 4－6 避難所施設の配置図（せんだん保育園）

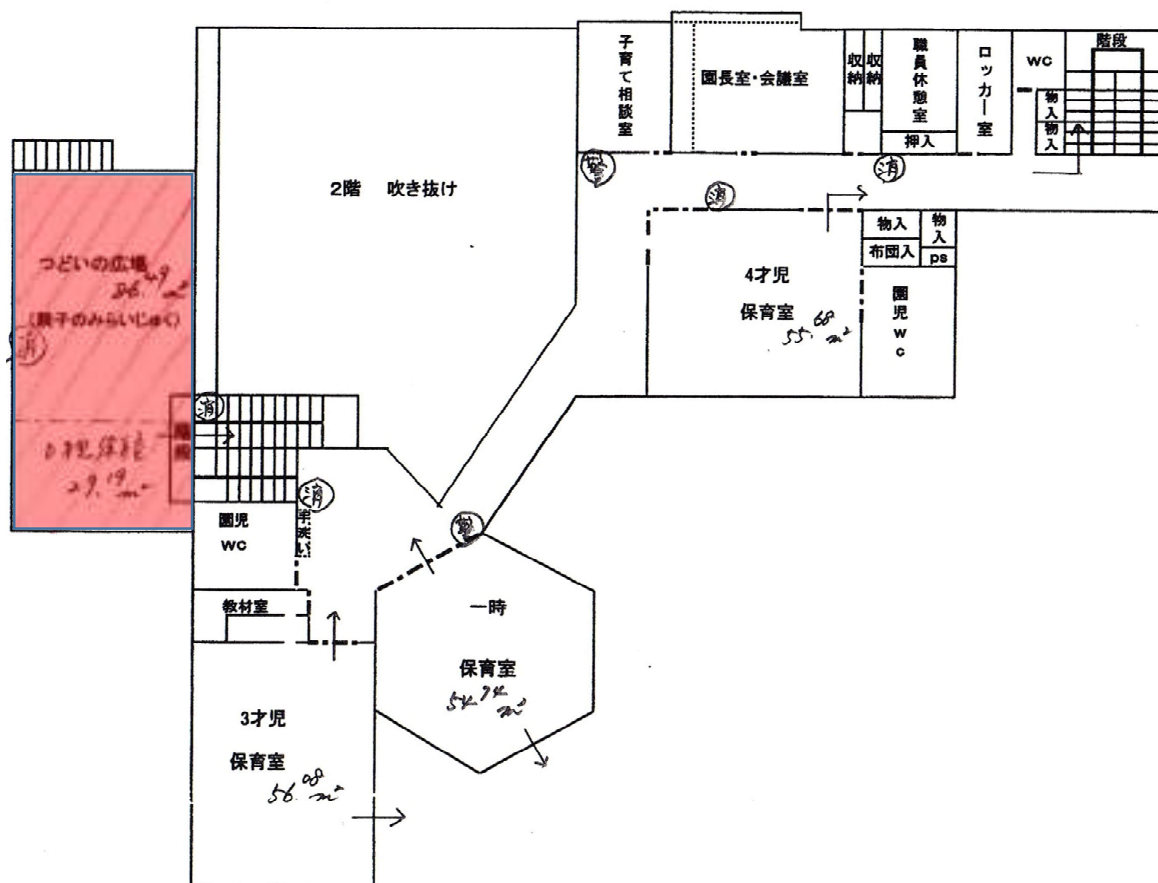
（2）せんだん保育園施設(教室)の配置図

1F



2F

115.68 m²



様式1 避難所施設被害状況チェックリスト

(1)避難所施設被害状況チェックリスト(鉄筋コンクリート造用)

1. 建物概要			
所在地: _____			
建物名称: _____		建物用途: _____	
管理者:氏名 _____		建設年: _____	

2. 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。			
質問1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？ A. いいえ。 B. 生じた。 C. ひどく生じた。			
質問2. 建物が沈下していますか？あるいは、建物の周辺の地面が沈下しましたか？ A. いいえ。 B. 10cm 以上沈下している。 C. 20cm 以上沈下している。			
質問3. 建物が傾斜しましたか？ A. いいえ。 B. 傾斜しているような感じがする。 C. 明らかに傾斜した。			
質問4. 床が壊れましたか？ A. いいえ。 B. 少し傾いている。下がっている。 C. 大きく傾斜している。下がっている。			
質問5. 柱が折れましたか？ A. いいえ。 B. コンクリートが剥がれている。 B. 大きなひびが入っている。 B. 中の鉄筋が見えている。 C. 柱が折れている。			
質問6. 壁が壊れましたか？ A. いいえ。 B. コンクリートが剥がれている。 B. 大きなひびが入っている。 B. 中の鉄筋が見えている。 C. 壁がくずれている。			
質問7. 外壁タイル・モルタル、看板などが落下しましたか？ A. いいえ。 B. 落下しそう。(何が: _____) B. 落下した。(何が: _____) (C の解答はありません。)			
質問8. 天井、照明器具が落下しましたか？ A. いいえ。 B. 落下しそう。(何が: _____) B. 落下した。(何が: _____) (C の解答はありません。)			
質問9. ドアや窓が壊れましたか？ A. いいえ。 B. ガラスが割れた。 B. 建具・ドアが動きにくい。 B. 建具・ドアが動かない。 (C の解答はありません。)			
質問10. その他目についた被害を記入してください。			

3. 質問1～9を集計して下さい。			
集 計	A	B	C
	()	()	()

- ※ C の答えが一つでもある場合は『危険』です。また、質問1～7にB の答えがある場合は『要注意』です。
避難者を建物内に入れないようにし、市が協定を結ぶ建築士の派遣を災害対策本部事務局に要請します。
- ※ それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら災害対策本部事務局に要請し、市が協定を結ぶ建築士、または、応急危険度判定士の判定を受けて下さい。

様式1 避難所施設被害状況チェックリスト

(2)避難所施設被害状況チェックリスト(鉄骨造用)

1. 建物概要

所在地:

建物名称:

管理番号:

建物用途:

建設年:

2. 次の質問の該当するところに○をつけて下さい。

質問1. 建物周辺に地すべり、がけずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？

A. 生じていない。

B. 生じた。

C. ひどく生じた。

質問2. 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周辺の地面が沈下しましたか？

A. 沈下していない。

B. 沈下は数cm 程度と少ない。

C. 沈下は10cm 以上である。

質問3. 建物が傾斜しましたか？

A. 見た目だけでは判らない。

B. 目で見てわずかに傾斜している。

C. 目で見て明らかに傾斜している。

質問4. 建物の外壁が壊れましたか？

A. 壁面にわずかな割れ目（以下「亀裂」と呼ぶ）が生じている。壊れていない場合も含む。

B. わずかな落下や目地（外壁のつなぎ目）の部分にずれが生じている。

C. 壊れて部分的あるいは大きく割れ落ち、落ちている。壁面全体に「亀裂」が入っているか、あるいは、割れて落下しそうである。
（なお、ひし・バルコニーや屋外広告物など高いところにある重量物が、グラグラして落ちそうになっている場合は、「C」と答えて下さい。）

質問5. 建物の内壁が壊れましたか？

A. わずかな亀裂が生じている。壊れていない場合も含む。

B. わずかな落下が生じている。

C. 壁が部分的あるいは大きく割れ落ちている。

質問6. 床が壊れましたか？

A. いいえ。

B. 少し傾いている。下がっている。

C. 大きく傾いている。下がっている。

質問7. 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れましたか？

A. 健全である。内外装など仕上げるために見えない場合も含む。

B. コンクリートの損傷は、亀裂が少し見られる程度である。

C. コンクリートが潰れるように壊れている。あるいは、柱をコンクリートにためているボルト（アンカーボルト）が破断・引き抜けている。

質問8. 筋交い（すじかい）が切断しましたか？

筋交いには、天井面に配された水平筋交いと壁面に配された鉛直筋交いがあります。鉛直筋交いは、壁面の窓の開閉の邪魔になる斜めの材です。

A. 筋交いに損傷はほとんど見られない。内外装など仕上げるために見えない場合も含む。

B. 筋交いの破断が極わずかに見られる程度である。あるいは、よく見ると筋交いの端のボルトでつないだ部分や溶接した部分にすべりや破断の兆候がみられる。

C. 筋交いの破断が各所で見られ、切れた筋交いの本数は全体の半分以上である。

質問9. ドア・窓などが壊れましたか？

A. わずかな亀裂程度で、開閉には少々支障をきたす程度である。壊れていない場合も含む。

B. ドア・窓がかなり開閉しにくい。また、角（カド）の部分に亀裂などが生じている。

B. ドア・窓が開閉できない状態であるか著しく壊れている。（C の解答はありません。）

質問10. 天井や照明器具などが壊れましたか？

A. 壊れていない。

B. 落ちそうになっている。

B. 落下した。（何が： ）（C の解答はありません。）

質問 11. その他目について被害を記入して下さい。

3. 質問1～10を集計して下さい。

集 計

A

B

C

()

()

()

※ C の答えが一つでもある場合は『危険』です。また、質問1～8にB の答えがある場合は『要注意』です。避難者を建物内に入れないようにし、市が協定を結ぶ建築士の派遣を災害対策本部事務局に要請します。それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら災害対策本部事務局に要請し、市が協定を結ぶ建築士または、応急危険度判定士の判定を受けて下さい。

様式2 避難所開設チェックリスト

項 目	対 応 項 目	確認
1. 避難所への到着	・建物内外にいる避難者をまとめ、建物の安全確認をする	☐
2. 市担当者、施設管理者の到着	・到着していない場合は、そのまま業務継続	☐
3. 建物の安全確認 ※ 安全確認が済むまで避難者を入れない。	・建物は傾いていないか	☐
	・火災は発生していないか、ガス漏れはないか	☐
	・建物に大きなひび割れはないか	☐
	・窓ガラス等の危険な落下物がないか	☐
	・自動車乗り入れの規制	☐
4. 避難所の本部を設置	・運營業務場所の安全確認	☐
5. 設備・ライフラインの確認	・電気、放送設備が使用できるか	☐
	・水道が使用できるか	☐
	・電話、FAXが使用できるか	☐
	・トイレが使用できるか	☐
	・（無線機が使用できるか）	☐
	・周辺の道路状況把握（避難者からの情報収集）	☐
6. 初動支所班（市民センター）への連絡 ※ 災害対策本部への連絡を経由	・避難所設置及び状況を報告（様式6－1） （通信手段が途絶している場合、支所班へ伝令を出す）	☐
7. 避難者受入れスペース等の確保	・安全な部屋、スペースを確保し、避難者を誘導	☐
	・室内の整理等は、避難者に協力を依頼し処理する	☐
8. 避難者の登録	・避難者の世帯ごとの登録（様式5－1）	☐
9. 避難者への説明 ※ 混乱時のため、冷静な態度でゆっくり説明する。 ※ 混乱の沈静化に努める	・「避難所共通ルール」の掲示、配付、説明	☐
	・トイレの使用場所、火気取扱について説明	☐
	・避難者名簿未登録者への登録依頼	☐
	・その他、把握できている災害情報の説明	☐
10. 非常用設備、資機材の確認	・施設にある資機材の確認	☐
	・非常用設備の確認	☐
11. 災害対策本部への要請事項の整理・報告 ※ 初動支所班を経由します	・水、食料、生活物資の要請	☐
	・応援職員の派遣要請	☐
	・その他	

※ 原則として、市担当者がチェックしながら業務を実施します。

※ 市担当者が不在で、かつ、緊急の場合には、施設管理者がその役割を補完します。

※ 市担当者、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、避難者リーダーが実施します。

様式3 避難所状況報告書（初動期用）

避難所 → (初動支所班) → 災害対策本部事務局

避難所状況報告書（初動期用）

初動支所班：FAX () TEL () / 災害対策本部事務局：FAX () TEL ()

避難所名	開設日時	月	日	時	分	避難種類	勧告・指示	自主避難	閉鎖日時	月	日	時	分	
第1報（参集後すぐ） 第2報（3時間後） 第3報（6時間後・閉鎖）														
送信者名	/ 支所班			送信者名			/ 支所班			送信者名				
災害本部受信者名	災害本部受信者名			災害本部受信者名			災害本部受信者名			災害本部受信者名				
報告日時	月	日	時	分	報告日時	月	日	時	分	報告日時	月	日	時	分
受信手段	FAX・電話・伝令・その他 ()			FAX・電話・伝令・その他 ()			FAX・電話・伝令・その他 ()			FAX・電話・伝令・その他 ()				
受信先番号	受信先番号			受信先番号			受信先番号			受信先番号				
人数	約	人数	約	人数	約	人数	約	人数	約	人数	約	人数	約	
世帯	約	世帯	約	世帯	約	世帯	約	世帯	約	世帯	約	世帯	約	
建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険			建物安全確認			未実施・安全・要注意・危険			建物安全確認				
人命救助	不要・必要 (約) 人・不明			人命救助			不要・必要 (約) 人・不明			人命救助				
火災	なし・延焼中 (約) 件・大火の危険			火災			なし・延焼中 (約) 件・大火の危険			火災				
土砂崩れ	未発見・あり・警戒中			土砂崩れ			未発見・あり・警戒中			土砂崩れ				
ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通			ライフライン			断水・停電・ガス停止・電話不通			ライフライン				
道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可			道路状況			通行可・渋滞・片側通行・通行不可			道路状況				
建物倒壊	殆どなし・あり (約) 件・不明			建物倒壊			殆どなし・あり (約) 件・不明			建物倒壊				
第1報においては、わかるものだけよい。 緊急を要する事項（具体的に箇条書き） 緊急を要する事項（具体的に箇条書き） 緊急を要する事項（具体的に箇条書き）														
参集した市担当者	参集した市担当者			参集した市担当者			参集した市担当者			参集した市担当者				
参集した施設管理者	参集した施設管理者			参集した施設管理者			参集した施設管理者			参集した施設管理者				

様式4 避難者名簿

避難者 → 名簿班(市担当者)

(避難所名)

No. _____

避難者名簿

組名 _____

①	世帯代表者氏名						住 所		()
②	入所日時	年 月 日 時 分					電 話		
家 族	ふりがな	避難状況 ※ ア 避難所 イ テント ウ 車 エ 在宅避難者 オ 帰宅困難者 カ その他	年 齢	性 別	要 配 慮 者	所 属 自治会名			
	氏 名			男 女		家屋の 被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部破損 停電 ・ ガス停止 ・ 断水 電話不通		
				男 女		親族等 連絡先	住所		
				男 女			氏名		
				男 女			電話		
				男 女		車 (使用者のみ)	車種 色 ナンバー		
				男 女					
	※ 在宅避難者…自宅に住むことはできるが、ライフラインの途絶などの理由で生活ができず、避難所の施設を 利用したり、食料・物資の配給などを受ける者 ※ 帰宅困難者…出張や旅行等で交通機関が普通のため帰宅できなくなった者								
注意 点	(ご家族に、病気や障害等特別の配慮を必要とする人や、入れ歯やめがねの不備等、注意点があつたらお 書きください。)								
③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を公表し、ま た、他からの問合せに回答する予定ですが、希望しない場合は、右の欄を 「○」で囲んでください。						希望しない	
④	退所日時	年 月 日 時 分					登 録	*	
	転出先 住所 (氏名) 電話						退 所	*	

◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、名簿班へお渡しください。

〔避難者の方へ〕

○ 入所にあたり、この名簿を提出することで、避難者登録され、避難所での生活支援が受けら
れるようになります。

○ 内容に変更のある場合は、速やかに名簿班に申し出てください。

○ ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所(〇〇町〇〇丁目まで)、氏名、性別に限
り公表し、また、他からの問い合わせに対し回答することとしています。
(プライバシーの問題がありますので、公表に同意するかどうかは、ご家族で判断してください。)

※ 在宅避難者…自宅に住むことはできるが、ライフラインの途絶などの理由で生活ができず、避難所の施設を
利用したり、食料・物資の配給などを受ける者

※ 帰宅困難者…出張や旅行等で交通機関が普通のため帰宅できなくなった者

様式 5 - 1 避難所運営委員会名簿

避難所運営委員会名簿

____年____月____日 現在

〈運営管理責任者〉

会 長	
副 会 長	
市担当者	
施設管理者	

〈避難所運営班〉（各班長 1 名に◎印、副班長 1 名に○印を記入する）

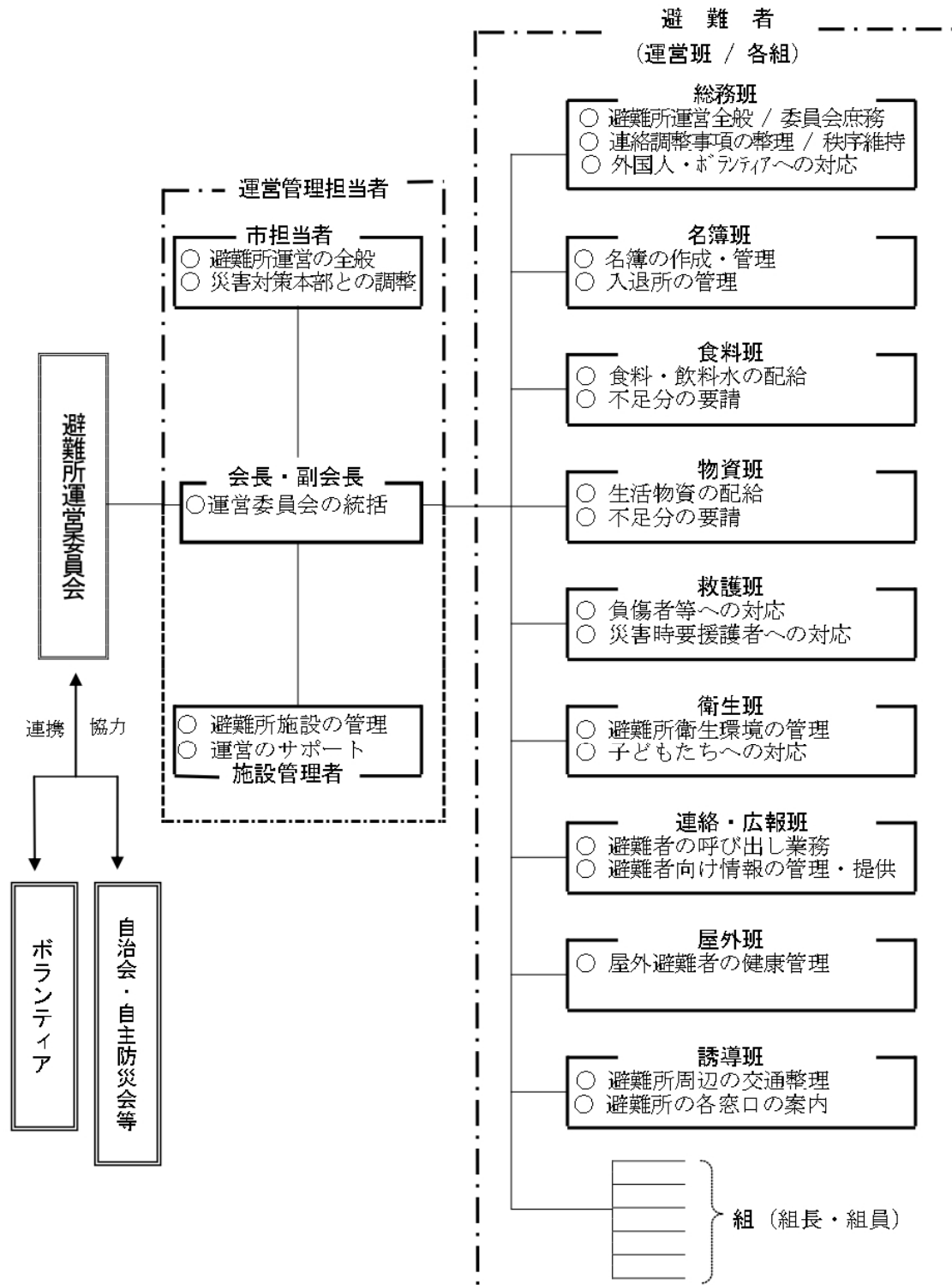
	氏 名	組名	氏 名	組名	氏 名	組名
総務班						
名簿班						
食料班						
物資班						
救護班						
衛生班						
連絡・ 広報班						
屋外班						
誘導班						

〈各組代表者〉

組名	氏 名	組名	氏 名	組名	氏 名

様式5－2 避難所運営委員会系統図

※ 避難所運営委員会名簿作成時参考資料



※ 各班は、班長、副班長を始め3～5人程度とします。(避難者数や班の業務量を勘案して臨機応変に班員数を調整します。また、必要に応じて、新たな班を設置、あるいは、統合する等柔軟に対応します。)

※ 委員会には、各班から1名(班長または副班長)、各組から1名(組長など)が出席します。ただし、各組からの出席者が多数となる場合は、一定のスペースごと、部屋ごと、階ごと等で互選により委員会に出席する者を決めます。

様式6 避難所における共通ルール

この避難所の共通ルールは次のとおりです。

避難した方は、守るよう心がけて下さい。

大津市災害対策本部

避難所運営委員会

- 1 この避難所は、避難者の生活再建の拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表、市担当者、施設管理者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - （１）委員会は、毎日午前.....時と午後.....時に定例の会議を行います。
 - （２）委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報、屋外、誘導、.....の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - （１）避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - （２）食料や物資の供給を必要とする在宅避難者も登録する必要があります。
- 5室（例：職員室、保健室、調理室）等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋のほか、危険な部屋には、避難できません。
また、避難所では、定期的に居住スペースの移動を行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
 - （１）食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - （２）特別な配給を行う場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - （３）配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく行います。
 - （４）ミルク・おむつなど特別な要望は、.....室で対応します。
- 7 消灯は、午後.....時です。
 - （１）廊下、通路は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
 - （２）.....室等の管理に必要な部屋は、安全確保のため点灯したままとします。
- 8 放送は、午後.....時で終了します。
- 9 電話は、午前.....時から午後.....時まで、受信のみを行います。
 - （１）放送等により呼び出しを行います。
 - （２）公衆電話は、緊急用とします。私用電話は臨時仮設電話等を利用して下さい。
- 10 トイレの清掃は、午前.....時、午後.....時に、避難者が交替で行うこととします。
 - （１）清掃の時間は、放送を行います。
 - （２）トイレは、それぞれのトイレに掲示する注意事項に従って使用して下さい。
- 11 防犯のため、夜間のトイレ等の施設の使用には、付き添い人を求めて下さい。
- 12 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- 13 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理して下さい。
- 14 犬・猫等のペットを避難所内の居住スペースに入れることは禁止します。（身体障害者補助犬法に規定される盲導犬等の補助犬は除きます。）また、他の避難者に迷惑がかからないようにして下さい。
- 15 ごみは、分別して指定された場所に出して下さい。
- 16 各種の伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 17 避難所の屋外に避難されている方も、同様に上記のルールを守って下さい。

避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。

※ 点線部は避難所の状況に応じて設定します。

※ 避難所開設後、速やかに掲示し、避難者に周知します。

様式7 避難所におけるペットの飼育ルール

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの方が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された場所で「つなぐ」、あるいは「檻（ケージ）」に入れて飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットに関する苦情の予防、危害の防止に努めてください。
- ④ 排便やブラッシングは、必ず屋外の指定された場所でさせ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動は、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育が困難な場合は、専用の施設等の一時預かり等を検討してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会（総務班または衛生班）まで届け出てください。

避難所運営委員会

